

【報告書作成手順】

- ①このシートと第1面を入力してください。(他のシートの入力不要です。)
- ②第1面～第9面を印刷してください。(このシートを印刷しても、事業報告書としては使用できません。)

I 年度報告

第2面

(1)派遣労働者数等雇用実績(実人員)(報告対象期間末日現在) 事業年度の終了の日

①全労働者

全労働者(役員除く) = 派遣労働者以外(正社員、契約社員、パート、アルバイトなど) + 派遣労働者

(3)請負事業の売上高

当該事業所で請負事業を行っている場合のみ、請負事業に係る売上高について決算後の金額を記載

第5面

(1)マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	<input type="checkbox"/>
書類の備付け	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>

その他の場合は具体的な方法を括弧内に記入

(参考) **派遣料金の平均額 - 賃金の平均額**
【マージン率】 = × 100 (少数第2位四捨五入)

派遣料金の平均額

常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

第6面

(9)キャリアアップ措置の実績

①キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち派遣元責任者との兼任状況		キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見の有る者	
		うち社内の者	うち社外の者	職務経験有り	知見有り
計					
キャリアコンサルタント				—	—
上記以外の担当者				—	—
営業職				—	—
その他				—	—

③キャリアアップに資する教育訓練

※教育訓練を実施しなかった場合でも、当初に計画した教育訓練を記載すること。(1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込みのそれぞれ別用に作成すること。)

年ごとの記載では無い 2項目まで記入可	訓練の内容等	(上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他)				訓練の方法別 1 計画的なOJT・2 OFF-JT・3 OJT(計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別		
		1年目	2年目	3年目	4年目以降				1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給		
イ 入職時等基礎的訓練											
(イ)											
(ロ)											
ロ 職能別訓練											
(イ)											
(ロ)											
ハ 職種転換訓練											
(イ)											
(ロ)											
ニ 階層別訓練											
(イ)											
(ロ)											
ホ その他の教育訓練											
(イ)											
(ロ)											

許可申請・許可更新時のキャリア形成支援制度に関する計画書【様式第3号-2】に基づき実績記入(随時見直し可能)
 実績が無い場合でも「訓練の内容等」「対象となる派遣労働者(上段)種別」及び
※1～※4は記載の必要があります。
空欄の場合、指導対象となりますのでご注意ください。

「キャリアアップに資する教育訓練」=キャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練
 ・全ての派遣労働者を対象(登録・日雇派遣者含む)。(能力を十分有している等対象者数に算入しなくてよい場合あり)
 ・有給かつ無償
 (教育訓練を受講するためにかかる交通費が、派遣先との間の交通費より高い場合は、差額を派遣元事業主が負担する)
 ・キャリアアップに資する内容であること
 (OJTについては計画的なOJTであること)
 ・入職時の教育訓練が含まれていること
 (最初の3年間は毎年1回以上、フルタイムで1年以上の雇用見込がある派遣労働者は概ね8時間以上の教育訓練の機会の提供が必要)
 (1年以上雇用見込で短時間勤務者は、フルタイム勤務者の勤務時間に比例した時間の訓練機会の提供が必要)
 (1年以上雇用見込のない者は、少なくとも入職時の訓練は実施)

記入見本 《労働者派遣実績なしの場合》

様式第11号（第1面）

（日本工業規格A列4）

<記載例>

この報告書では、【会社の事業年度の事業の状況】・【※6月1日現在の状況】を報告していただきます。事業所ごとに3部作成し、6月2日から6月30日までに提出してください。

許可番号	派36-●●●●●●
事業所枝番号	許可証の左下隅に記載あり
許可年月日	平成27年10月1日

労働者派遣事業報告書（年度報告） （6月1日現在の状況報告）

厚生労働大臣 殿

令和8年6月〇日 報告日

6月1日現在の状況報告だけの場合は「（年度報告）」の文字を抹消する
年度報告だけの場合は「（6月1日現在の状況報告）」の文字を抹消する

提出者 株式会社徳島労働 代表取締役 徳島 太郎 住所/押印 不要

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

（ふりがな）	かぶしがいいしゃ とくしまろうどう		
1 氏名又は名称	株式会社 徳島労働	個人：氏名 法人：事業主名称	
2 住所	〒（770-0851） 徳島県徳島市徳島町城内6-0 （許可証に合わせる） (088)000-1234		
（ふりがな）	とくしま たろう	役名	
3 代表者の氏名 （法人の場合）	徳島 太郎 個人の場合空欄	代表取締役	
（ふりがな）	かぶしがいいしゃ とくしまろうどう じゅきゅうじぎょうしよ		
4 事業所の名称	株式会社 徳島労働 需給事業所	「〇〇事業所」等もれなく記載	
5 事業所の住所	〒（770-0851） 徳島県徳島市徳島町城内6-0 （ビル名・階数等まで） (088)000-1234		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 2 中小企業	下表①参照	
7 産業分類	名称	分類番号	9121
7 産業分類	労働者派遣事業	主たる事業の細分類の名称	細分類番号(4桁数字)
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日 元号年月日で記載（6月1日状況報告だけの場合は無記入）		
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有 2 無	許可・届出番号	職業紹介事業の許可・届出
10 親会社の名称	下表②参照		
①労働者派遣事業の許可番号	②民営職業紹介事業の許可・届出番号		
11 請負事業の実施	1 有 2 無	うち構内請負の実施	1 有 2 無
12 備考	担当者：徳島 太郎 連絡先：088(000)1200 「労働者派遣事業実績なし」 企業規模(常時雇用する労働者数・資本金)の大幅な変更、 産業分類が変更になった場合その内容を記載		

日本標準産業分類
(総務省HPより検索出来ます)

親会社の情報

※労働局記入欄

「請負」とは
当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約すること(民法上の請負・委託・委任)。一般的には「請負契約(表現によらず)」の締結によって行われる。
昭和61年旧労働省告示第37号(派遣と請負の区分基準)による請負が該当

「構内請負」とは
発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと
製造業の構内請負の場合「1有」の数字に〇印

表① 中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人

表② 親会社とは

- ①派遣元事業主を連結子会社とする者
- ②派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者
- ③派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者
- ④上記②、③の者と同等以上の支配力を有する者(派遣先事業主のことではありません)

様式第11号 (第5面)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均			
4-1 情報処理システム開発			
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 O Aインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

派遣実績なしの場合、空欄で提出してください

義務

マージン率等の情報提供は派遣法第23条第5項により義務付けられています。毎事業年度終了後速やかに前年度分の実績を公表してください。
*前年度の事業報告書にマージン率を加筆したものを公開することでも問題ありません。

(10) マージン率等の情報提供の状況

複数選択可	提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	自社HP公開	<input type="radio"/>
書類の備付け		<input type="radio"/>
その他 (人材サービス総合サイト)		<input type="radio"/>

どちらかに○を記載

(参考)
$$\text{【マージン率】} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100 \text{ (少数第2位四捨五入)}$$
 常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。人材サービス総合サイト (<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>) への掲載申込みも可能

「マージン率等」とは、事業所ごとの以下の内容
事業所ごとの派遣労働者の数
派遣先事業所数
マージン率 (派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額)
教育訓練に関する事項
労使協定の締結の有無 (労使協定の範囲、有効期間)
その他派遣事業の業務に参考と認められるもの